科研費等の外部資金における謝金の時給について

令和3年11月9日 事務局長決定

法人が管理する科研費等の外部資金から謝金を支払う場合の時給について、公立大学法 人沖縄県立芸術大学報酬及び謝金に関する規程第5条第2項に基づき、特段の事情により 同規程別表4によりがたい場合として下記のとおり定める。

記

研究者の指揮監督のもとに行う業務の内容に応じて、謝金の時給は次のとおりとする。

	業務内容	時給
1	専門的な知識や技術を要しない資料整理等の業務	930 円
2	一定程度の専門的知識・技術を要する翻刻等の業務	1,250円
3	大学の助手に相当する専門的な知識・技術を要する業務	1,560円